

【別添2】

常務理事	事務長	業務課長	担当者

健康保険 任意継続被保険者資格取得申出書

勤務していた時の被保険者証の記載事項	記号		番号		フリガナ 氏名	
	性別	男・女	生年月日		昭和・平成	年 月 日
申出者の住所等		〒 _____				
		電話番号 ()		携帯電話 ()		
勤務していた事業所	所在地					
	名称			資格喪失時(退職月)の標準報酬月額	千円	
資格喪失年月日(退職日の翌日)					令和 年 月 日	
初年度保険料の納付方法 (該当個所に○印)	1	毎月払い	2	1年前納払い(年1回)	3	6ヶ月前納払い(年2回)
	※ 別途送付します「納付書」にて、ご確認下さい。 ・月ごとに払込み		・加入月の翌月～3月分迄を年1回払込み		・加入月の翌月～9月分迄と10月(又は加入月の翌月)～3月分迄を年2回払込み	

※ 振込み手数料は加入者負担となります。(当健保組合の指定金融機関(三菱UFJ銀行)の本支店から振り込む場合は、振込み手数料はかかりません。)

健康保険 被扶養者届

- 任意継続被保険者の資格取得と同時に、被扶養者となられる方について記入してください。
- 資格取得日の翌日以降に被扶養者となられる方は、別途「被扶養者(異動)届」を提出してください。

被扶養者の氏名	被扶養者の生年月日	性別	続柄	職業	年間収入	同居別居の区分
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男 女			万円	同居・別居
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男 女			万円	同居・別居
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男 女			万円	同居・別居
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男 女			万円	同居・別居

扶養に関する申立欄	
※添付書類が提出できない事情がある場合、その理由を記入してください。	上記の事実と相違ありません。 資格取得申出者氏名 _____

「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を提出される方へ（加入手続きについて）

1. 任意継続被保険者になるためには

退職する日（資格喪失日の前日）までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間が必要です。

また、申出書については、郵送でのみ受付しております。退職の日の翌日から20日以内（20日目が土日・祝日の場合は翌営業日）に当健康保険組合に必着するよう郵送でご提出してください。

2. 加入期間

任意継続被保険者となってから2年間加入できます。ただし、以下の理由に該当する場合は2年を経過する前に、任意継続の資格を喪失します。

- (1) 毎月の保険料を納付期限までに納付しなかった場合
- (2) 就職等により、健康保険等の被保険者となった場合
- (3) 亡くなった場合
- (4) 後期高齢者医療制度に加入した場合
- (5) 任意による資格喪失を希望した場合

3. 保険料

- (1) 保険料は、事業主負担がなくなり、全額自己負担となります。
- (2) 保険料計算の基礎となる標準報酬月額、退職時の標準報酬月額と前年9月の全被保険者の標準報酬月額を平均した額（現在30万円）のいずれか低い方となります。

(3) 保険料額

保険料額は、標準報酬月額に保険料率を乗じた額となります。

区 分	保険料額（令和6年4月～）
健康保険料（調整保険料含む）	「標準報酬月額」× 98/1,000
介護保険料（40～64歳）	「標準報酬月額」× 17.8/1,000

(4) 保険料の納付方法

①『毎月払い』の方

納付書に記載されている「納付期限」までに納付してください。納付期限は原則として毎月10日です。（10日が土日・祝日の場合は翌営業日、また、初回の納付につきましては、納付期限を別途指定します。）

②『前納払い』の方

前納の納付期限は、資格取得年月日の属する月の末日（末日が土日・祝日の場合は翌営業日）となっていますので、納付書に記載されている「納付期限」までに納付してください。

前納払いを選択した場合、月払いの保険料に比べ割引になります。なお、前納となる払込月数により、保険料の割引率が異なりますので、詳しくは、当健康保険組合のホームページ（<https://www.nenkinikou-kenpo.or.jp>）で、内容をご確認ください。

※資格取得申出書を提出された時期によっては、前納にて納付することができない場合があります。

※振込み手数料は加入者負担となります。（当健保組合の指定金融機関（三菱UFJ銀行）の本支店から振り込む場合は、振込み手数料はかかりません。）

4. 被扶養者届欄

資格取得時に被扶養者となられる方について記入してください。その方が被保険者によって生計を維持されていることを証明できる書類（住民票、課税（非課税）証明書、在学証明書又は学生証の写し等）が必要となります。退職前から引き続き被扶養者となられる場合は、添付書類は不要です。